非管理版

許可番号　第００１１００９４９１号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　札幌市中央区北四条西四丁目１番地

氏　名　株式会社鈴木商会　代表取締役　駒谷　僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事　　鈴木　直道

許 可 の 年 月 日　　令和　２　年（２０２０年）　９　月１３日

許可の有効年月日　　令和　９　年（２０２７年）　９　月１２日

１．事業の範囲
　汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃酸及び廃アルカリについては水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
　第２面、第３面及び第４面に記載のとおり。以下余白。

３．許可の条件
　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

４．許可の更新又は変更の状況

平成　５　年（１９９３年）　９　月１３日	許可の更新
（平成　７　年（１９９５年）　９　月　８　日	新規許可【小樽市】）
平成１０年（１９９８年）　９　月１３日	更新時変更許可（紙くず、木くず、繊維くず、がれき類の追加。）
平成１２年（２０００年）　３　月　８　日	許可の更新【小樽市】
平成１５年（２００３年）　３　月　１　日	変更許可（廃酸、廃アルカリの追加。）
平成１５年（２００３年）　９　月１３日	許可の更新
平成１７年（２００５年）　９　月　８　日	許可の更新【小樽市】
平成１８年（２００６年）　４　月　１　日	小樽市より移管
平成１８年（２００６年）１２月　６　日	変更許可（汚泥、廃油の追加。）
平成２０年（２００８年）１１月２８日	許可の更新
平成２５年（２０１３年）１１月２９日	許可の更新
平成３０年（２０１８年）　６　月２０日	変更許可（鉱さい、ばいじんの追加。）
令和　２　年（２０２０年）　９　月１３日	許可の更新

５．積替え許可の有無　　（有）・無

市名　札幌市	許可番号　第０５１１００００９４９１号
市名　旭川市	許可番号　第０５０１００００９４９１号

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・（無）

令和　８　年（２０２６年）　７　月２４日　許可証書換交付（積替保管場所の変更）　（石狩振興局）

非管理版

（第２面）

産業廃棄物収集運搬業許可証

許　可　番　号　第００１１００００９４９１号
許可業者の名称　株式会社鈴木商会

施設の種類　石狩積保１
設置場所　石狩市新港中央三丁目７５０番地７
面積　１．２１㎡
種類
・廃酸。
保管上限　０．２５㎥

施設の種類　石狩積保２
設置場所　石狩市新港中央三丁目７５０番地７
面積　１．２１㎡
種類
・廃アルカリ。
保管上限　０．２５㎥

施設の種類　石狩積保３
設置場所　石狩市新港中央三丁目７５０番地７
面積　８．００㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限　１７．２８㎥
高さ　２．７０ｍ

施設の種類　石狩積保４
設置場所　石狩市新港中央三丁目７５０番地７
面積　１．４０㎡
種類
・廃油。
保管上限　０．７５㎥

施設の種類　石狩積保５
設置場所　石狩市新港中央三丁目７５０番地７
面積　８．００㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　９．７２㎥

施設の種類　石狩積保６
設置場所　石狩市新港中央三丁目７５０番地７
面積　２．８８㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　２．００㎥

施設の種類　石狩積保７
設置場所　石狩市新港中央三丁目７４９番地１
面積　４３．６８㎡
種類
・廃プラスチック類。
保管上限　８５．１７㎥
高さ　３．９０ｍ

施設の種類　石狩積保８
設置場所　石狩市新港中央三丁目７４９番地１
面積　３１．２０㎡
種類
・廃プラスチック類。
保管上限　６０．８４㎥
高さ　３．９０ｍ

施設の種類　十勝積保１
設置場所　河西郡芽室町東芽室北１線８番地１
面積　１．５０㎡
種類
・廃酸。
保管上限　０．５０㎥

施設の種類　十勝積保２
設置場所　河西郡芽室町東芽室北１線８番地１
面積　２．３０㎡
種類
・廃アルカリ。
保管上限　１．００㎥

施設の種類　十勝積保３
設置場所　河西郡芽室町東芽室北１線８番地１
面積　５５．６３㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず。
保管上限　１０６．９２㎥
高さ　３．１３ｍ

施設の種類　十勝積保４
設置場所　河西郡芽室町東芽室北１線８番地１
面積　１６．００㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限　１２．９６㎥

施設の種類　十勝積保５
設置場所　河西郡芽室町東芽室北１線８番地１
面積　１３４．１０㎡
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限　２８５．８４㎥
高さ　３．６０ｍ

施設の種類　十勝積保６
設置場所　河西郡芽室町東芽室北１線８番地１
面積　１．００㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　０．２０７㎥

施設の種類　十勝積保７
設置場所　河西郡芽室町東芽室北１線８番地１
面積　１．００㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　０．３２８㎥

第３面へ続く。以下余白。

令和　８　年（２０２６年）　７　月２４日　許可証書換交付（積替保管場所の変更）　（石狩振興局）

非管理版

（第３面）

産業廃棄物収集運搬業許可証

許　可　番　号　第００１１００００９４９１号
許可業者の名称　株式会社鈴木商会

施設の種類　室蘭積保１
設置場所　室蘭市東町３丁目１番１０号
面積　５９．６０㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　１１９．２０㎥

施設の種類　室蘭積保２
設置場所　室蘭市東町３丁目１番１０号
面積　６３．７０㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限　１５１．２０㎥
高さ　４．０５ｍ

施設の種類　室蘭積保３
設置場所　室蘭市東町３丁目１番１０号
面積　１．００㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　０．２４３㎥

施設の種類　室蘭積保４
設置場所　室蘭市東町３丁目１番１０号
面積　９．００㎡
種類
・木くず。
保管上限　１２．６０㎥

施設の種類　苫小牧積保１
設置場所　苫小牧市晴海町１７番地３
面積　６．４４㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限　１１．９２㎥

施設の種類　苫小牧積保２
設置場所　苫小牧市晴海町１７番地３
面積　１３．８０㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　１５．９３㎥

施設の種類　苫小牧積保３
設置場所　苫小牧市晴海町１７番地３
面積　２．７６㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　０．１８４㎥

施設の種類　苫小牧積保４
設置場所　苫小牧市晴海町１７番地３
面積　８０．００㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず。
保管上限　７９．１６㎥
高さ　２．５０ｍ

施設の種類　苫小牧積保５
設置場所　苫小牧市晴海町１７番地３
面積　５２．００㎡
種類
・廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限　３６．５２㎥
高さ　１．６２５ｍ

施設の種類　釧路積保１
設置場所　釧路市星が浦南３丁目２番９
面積　１４．７６㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限　３８．８８㎥

施設の種類　釧路積保２
設置場所　釧路市星が浦南３丁目２番９
面積　４０．０４０㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず。
保管上限　５２．０５㎥
高さ　２．６０ｍ

施設の種類　釧路積保３
設置場所　釧路市星が浦南３丁目２番９
面積　４０．５６０㎡
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限　５２．７２㎥
高さ　２．６０ｍ

施設の種類　釧路積保４
設置場所　釧路市星が浦南３丁目２番９
面積　２．４０５㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　０．６４８㎥

施設の種類　釧路積保５
設置場所　釧路市星が浦南３丁目２番９
面積　３．６００㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　１．９９２㎥

第４面へ続く。以下余白。

令和　８　年（２０２６年）　７　月２４日　許可証書換交付（積替保管場所の変更）　（石狩振興局）

非管理版

（第４面）

産業廃棄物収集運搬業許可証

許　可　番　号　第００１１００００９４９１号
許可業者の名称　株式会社鈴木商会

施設の種類　　北見積保１
設 置 場 所　　北見市小泉７５２番２１
面積　　３３．３０㎡
種類
・廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限　２６．６６㎥
高さ　０．９７ｍ

施設の種類　　北見積保２
設 置 場 所　　北見市小泉７５２番２１
面積　　２．００㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　２．００㎥

施設の種類　　北見積保３
設 置 場 所　　北見市小泉７５２番２１
面積　　１．００㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　０．２３４㎥

施設の種類　　森積保１
設 置 場 所　　茅部郡森町字赤井川１９７番地１
面積　　４４．００㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限　１１９．００㎥

施設の種類　　森積保２
設 置 場 所　　茅部郡森町字赤井川１９７番地１
面積　　５．００㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)。
保管上限　１．６１７㎥

施設の種類　　森積保３
設 置 場 所　　茅部郡森町字赤井川１９７番地１
面積　　１．００㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　０．２０７㎥

施設の種類　　森積保４
設 置 場 所　　茅部郡森町字赤井川１９７番地１
面積　　１０６．０９㎡
種類
・廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限　１０４．１２㎥
高さ　１．９６ｍ

以下余白。

令和　８　年（２０２６年）　７　月２４日　許可証書換交付（積替保管場所の変更）　（石狩振興局）

非管理版

許可番号第０５１１０００９４９１号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　札幌市中央区北４条西４丁目１番地
名　称　株式会社鈴木商会
　　代表取締役　駒谷　僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長　　秋　元　克　広

許 可 の 年 月 日　　令和　５年　１月２９日
許可の有効年月日　　令和１２年　１月２８日

1　事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類

ア　汚泥
イ　廃油
ウ　廃酸
エ　廃アルカリ
オ　廃プラスチック類
カ　紙くず（[illegible]に限る。）
キ　木くず（[illegible]に限る。）
ク　繊維くず（[illegible]に限る。）
ケ　金属くず
コ　ガラスくず、コンクリートくず（[illegible]を除く）及び陶磁器くず
サ　がれき類

以上１１種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

(2) 積替え又は保管の有無　　有
下記２の表の最右欄に掲げる産業廃棄物の種類に限る。

2　積替え又は保管に関する事項

場所	面積	保管上限	高さ	場数	産業廃棄物の種類
東区東雁来町２６２番３００、３４４	230.58 ㎡	384.84 ㎥	4.15ｍ	1	①[1] 上記１(1)オ、ケ、コ
	69.62 ㎡	101.95 ㎥	2.70ｍ	1	②[1] 廃タイヤ（上記１(1)オ、ケ）
	36.00 ㎡	51.84 ㎥	2.70ｍ	1	③[1] 業務用冷蔵庫及び廃ＯＡ機器（上記１(1)オ、ケ、コ）
	0.455 ㎡	0.108 ㎥	—	1	⑧[3] 廃乾電池（上記１(1)ア、ケ）
	0.455 ㎡	0.108 ㎥	—	1	⑨[3] 廃小型充電式電池（上記１(1)ア、オ、ケ）
西区発寒１５条１３丁目１０２０番１８３、１８４	273 ㎡	507.33 ㎥	4.0ｍ	1	①[1] 上記１(1)オ、ケ、コ
	0.16 ㎡	0.027 ㎥	—	2	④[2] 水銀電池及び空気亜鉛電池（上記１(1)ア、ケ）
	3.6 ㎡	1.386 ㎥	—	1	⑤[2] 蛍光ランプ（上記１(1)オ、ケ、コ）
	1.2 ㎡	1.0 ㎥	—	2	⑥[2] HID ランプ及び放電ランプ（上記１(1)オ、ケ、コ）
	15 ㎡	4.5 ㎥	0.75ｍ	1	②[1] 廃タイヤ（上記１(1)オ、ケ）
	0.16 ㎡	0.027 ㎥	—	7	⑦[2] スイッチ及びリレーその他の水銀使用製品産業廃棄物（上記１(1)オ、ケ、コ）
	0.546 ㎡	0.108 ㎥	—	1	⑧[3] 廃乾電池（上記１(1)ア、ケ）
	0.546 ㎡	0.108 ㎥	—	1	⑨[3] 廃小型充電式電池（上記１(1)ア、オ、ケ）
西区発寒１５条１３丁目１０２０番１８２	0.91 ㎡	0.72 ㎥	—	1	⑩[4] 廃乾電池（上記１(1)ア、ケ）
	0.49 ㎡	0.36 ㎥	—	1	⑪[4] 廃小型充電式電池（上記１(1)ア、オ、ケ）

1）①、②、③については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
2）④、⑤、⑥、⑦については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む（ただし、⑦については、水銀使用製品産業廃棄物であるものは、スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計に限る。）。
3）⑧、⑨については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀含有ばいじん等であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
4）⑩、⑪については、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

3　許可の条件　　無

非管理版

4　許可の更新又は変更の状況

昭和５１年　４月２２日	新規許可
平成　６年　１月２９日	更新許可
平成　８年１１月２８日	変更許可（廃油、廃酸、廃アルカリの追加）
平成１１年　１月２９日	更新許可
平成１１年１０月１３日	変更許可（紙くず、木くず、繊維くず、がれき類の追加）
平成１６年　１月２９日	更新許可
平成１８年１０月３１日	変更許可（汚泥の追加、汚泥の積替え又は保管の追加）
平成２１年　１月２９日	更新許可
平成２８年　１月２９日	更新許可
平成２８年　４月１２日	変更届（積替保管施設保管上限の変更）
令和　２年１１月２５日	変更届（積替保管施設の追加（札幌市西区発寒15条13丁目1020番187））
令和　３年　１月２８日	変更届（積替保管施設の一部廃止（札幌市西区発寒15条13丁目1020番187））
令和　３年　８月２３日	変更届（積替保管施設の一部変更（札幌市東区北丘珠５条４丁目374番10））
令和　４年　６月２８日	変更届（積替保管品目の一部追加）
令和　５年　１月２９日	更新許可
令和　５年１０月２０日	変更届（積替保管施設の一部廃止（札幌市東区北丘珠５条４丁目734番10））
令和　６年　５月２１日	変更届（積替保管品目の一部変更（札幌市西区発寒15条13丁目1020番182））

5　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

○紙くず
- 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの。
- 出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの。
- 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず
- 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの。
- パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの（業種限定なし）

○繊維くず
- 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの。

書換交付

令和６年５月２１日

事由	積替え又は保管に関する事項の変更

※　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

非管理版

別記様式２５―２（規則様式第７号）

許可番号第０５０１０００９４９１号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　札幌市中央区北４条西４丁目１番地

氏　名　株式会社鈴木商会
　　代表取締役　駒谷　僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長　今津寛介

許可の年月日　令和　４年　９月１６日

許可の有効年月日　令和１１年　９月１２日

１　事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）。以上、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類　保管場所１
設置場所　北海道旭川市永山北４条６丁目１番３４
面積　２１６㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限　３２４㎥
高さ　３．０m

施設の種類　保管場所２
設置場所　北海道旭川市永山北４条６丁目１番３４
面積　１３．２㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限　１１．５㎥

施設の種類　保管場所３
設置場所　北海道旭川市永山北４条６丁目１番３４
面積　４．７㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限　４．２㎥

施設の種類　保管場所４
設置場所　北海道旭川市永山北４条６丁目１番３４
面積　２．２㎡
種類
・廃プラスチック類、汚泥、金属くず。
保管上限　０．１㎥

非管理版

（第２面）

施設の種類　保管場所５
設置場所　北海道旭川市永山北４条６丁目１番３４
面積　０．４㎡
種類
・廃酸。
保管上限　０．３㎥

施設の種類　保管場所６
設置場所　北海道旭川市永山北４条６丁目１番３４
面積　０．４㎡
種類
・廃アルカリ。
保管上限　０．３㎥

施設の種類　保管場所７
設置場所　北海道旭川市永山北４条６丁目１番３４
面積　７．９㎡
種類
・木くず。
保管上限　１１．９㎥

3　許可の条件
＊＊

4　許可の更新又は変更の状況
平成１５年　４月２８日　変更許可（廃油、廃酸、廃アルカリの追加。）
平成１５年　９月１３日　許可の更新
平成２０年　９月１３日　許可の更新
平成２４年１２月２８日　変更許可（汚泥の追加。）
平成２５年　４月１７日　優良基準適合確認
平成２７年　９月１３日　許可の更新
令和　４年　９月１６日　許可の更新

5　積替え許可の有無
＊＊

6　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　~~有~~・無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

（日本産業規格　A列４番）